

令和3年9月6日

保護者 各位

うるま市立兼原小学校
校長 銘苅 豊
(公印省略)

事務連絡
令和3年8月31日

保護者 各位

うるま市立学校給食センター
所長 大嶺 公律

学校給食の停止に伴う給食費の日割算定（還付）について

初秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のことお慶び申し上げます。また、日頃よりうるま市立学校給食センターへのご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

みだしについて、学校給食の提供について「うるま市立学校給食センター会計規程」により、「児童生徒が休業日（土日、祝祭日、台風、学校行事）を除き連続して5日を超えて長期にわたって欠食する場合、学校からの報告を給食センターで受理した翌日から日割算定（還付）する。」とあります。保護者より学校へ欠食の連絡がないと、学校と給食センターで欠食の把握が出来ず欠食期間中も給食の提供が行われるため、日割算定（還付）が出来ないばかりか給食費の納付が発生します。

つきましては、保護者の皆様へ児童生徒の長期欠食がある場合は、学校へ連絡して頂くようお願いいたします。

うるま市立学校給食センター 第一調理場
うるま市字田場 709 番地 1
給食係 島袋・山田・兼島・森根
TEL : 973-1111
FAX : 973-1148

学校給食の停止に伴う給食費の日割算定について

初秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のことお慶び申し上げます。また、日頃より本校教育活動へのご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

みだしのことについて、学校給食の提供及び給食費のとり扱いにつきまして、うるま市立学校給食センターよりお知らせがありました（裏面参照）。

今後、保護者の皆様におかれましては児童生徒の長期欠食がある場合は給食停止のご連絡を学校へ（担任の先生へ）よろしく願ひ致します。欠食の連絡がない場合、下記の日数を超える欠食となった場合においても給食費の納付が発生します。

記

○うるま市立学校給食センター会計規程 一抜粋一

（給食費の日割算定）

第5条 給食費は学校長又は園長(以下、「学校長等」という)から人員報告書により報告のあった場合、次の各号のいずれか該当するときは、日割で算定することができる。

- (2) 児童生徒及び職員が病気、事故その他の事由で、欠食の日が休業日(土日、祝祭日、台風、学校行事等)を除き連続して5日を超えて長期にわたったときは、報告が受理された翌日から算定する。

※「5日を超える」とは「6日以上」を指します。

※「報告」とは、学校が保護者より欠食の連絡を受けて、給食センターへ行うものとなっています。

※欠食の取扱は保護者からの連絡、承諾がなければ行うことが出来ません。